

令和5年6月30日

令和5年 第2回杵築市議会定例会

追加議案説明書

令和5年第2回杵築市議会定例会に提出いたしました追加議案等について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第40号 令和5年度杵築市一般会計補正予算（第4号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、衛生費及び農林水産業費において1,269万9千円を追加補正し、補正後の予算の総額を180億7,450万8千円といたしました。

補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、衛生費では、二の坂岡台に さかおかだい水道組合が新たにボーリングを実施し、水中ポンプを設置する経費に対する補助金192万円を計上しました。

農林水産業費では、本市と九州電力送配電株式会社が締結した「災害予防に関する事前伐採協定書」に基づく樹木伐採に係る負担金1,077万9千円を計上しました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、基金繰入金であります。

次に、議案第41号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、杵築市議会から推薦のあった二宮健太郎にのみやけんたろう氏を本市の監査委員に選任したいので、地方自治法第196号第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、報告第28号 専決処分の報告については、本市が管理する市道で発生した物損事故の道路損害賠償責任に関する示談について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第29号 専決処分の報告については、本市職員が公務中に起こした人身事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第30号 専決処分の報告については、本市職員が公務中に起こした物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

